平成２９年（フ）第２９４１号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目５番18号
破産者　小谷龍太郎
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３号
新潟県見附市本所１丁目３番81号　クラシオンβ202
破産者　らーめん琥珀こと　小畑　　潤
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
新潟県上越市大字下池部1322番地
破産者　坂田光次郎
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１９８号
金沢市中村町16番14号　ジーベンドライ201号、従前の住所金沢市長町１丁目３番54号
破産者　前田　弘敏
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
長野県下伊那郡阿智村駒場1742番地１
破産者　村上　陽子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第４２６号
広島市中区十日市町２丁目３番14―406号
ＹＹビル十日市
破産者　黒川　雅代
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９６号
広島市中区舟入幸町20番26―405号
破産者　こころほっとネットこと　村上　智子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７号
香川県丸亀市飯野町東二甲1231番地１　リバーサイドマンションⅡ　301号
破産者　吉田　晟子（旧姓山本・冨田）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１２５号
香川県仲多度郡琴平町榎井623番地２　浜ゆう荘202号室
破産者　髙橋　道子（旧姓萩原）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県直方市大字頓野2554番地６　県住25―303号、開始決定時の住所福岡県田川郡福智町赤池474番地116
破産者　中原　　満
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４４８号
熊本市西区二本木４丁目１番１―304号　二本木団地２棟、前住所熊本市北区清水本町21番４号
破産者　山澤　一也
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３９号
大分県日田市天瀬町馬原1939番地１
破産者　徳永　雄治
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第４０号
大分県日田市天瀬町本城183番地８
破産者　徳永　義範
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第２７号
大分県日田市大字大肥858番地２
破産者　篠原　茂樹
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６６７号
福岡市博多区対馬小路12番20―902号
破産者　ロースターズカフェ　マノマノこと　増田　博之
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７５号
福岡市西区福重２丁目５番18号
破産者　森友　翔吾
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２０９号
大分県中津市豊田町６―２、住民票上の住所　福岡市早良区有田５丁目11番29号
破産者　古川聖史郎
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部